附則第四項を附則第六項とし、附則第三項を附則第五項とし、附則第二項を附則第四項とする。

附則第一項中「この項」を「この項及び次項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2　補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備について、当該補助金に係る交付要綱等に基づき当該補助金を返還した場合には、その旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

3　経済産業大臣は、前項の申出があった場合は、当該申出に係る再生可能エネルギー発電設備に適用される調達価格を附則第一項の規定に基づき算定した額とし、当該調達価格を当該申出を行った者に通知するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（この告示の施行の日前に認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等）

2　この告示の施行の日（平成二十七年四月一日）前に法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定を受けた場合にあっては、当該変更の認定。）を受けた再生可能エネルギー発電設備であって、施行規則第二条第十六号又は第十七号に掲げる設備に係る調達価格は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、それぞれ第六項第十三号又は第十四号の中欄に掲げる調達価格とする。

3　前項に掲げる設備に係る調達期間は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する調達期間から、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日からこの告示の施行の日（平成二十七年四月一日）までの間に相当する期間を除いた期間とする。

○経済産業省告示第四十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年経済産業省告示第二百五十四号）の全部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、経済産業大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち経済産業大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準（平成二十二年経済産業省告示第二百六十号）の全部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち経済産業大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　機構が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき主務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年経済産業省告示第二百五十二号）の全部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

国立研究開発法人産業技術総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が、経済産業大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究所が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち経済産業大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。